

# くるみの



## アレルギー表示が義務化 されました!!

食品表示基準が改正され、これまで「特定原材料に準ずるもの」として取り扱われていた“くるみ”が、新たに「特定原材料」として取り扱われることとなりました。これに伴い、今後“くるみ”についてもアレルギー表示が義務化されます。

### 特定原材料

**NEW**

えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）



表示の修正が必要になる場合の経過措置期間は  
**令和7年(2025年)3月31日**までです！

※令和7年(2025年)3月31日までに製造・加工・輸入される加工食品(業務用加工食品を除く)、および令和7年(2025年)3月31日までに販売される業務用加工食品の表示は従前の例によることができます。

### 完全義務化までにご自身で確認しましょう！

原材料(添加物も含む)に“くるみ”が使用されていないか確認しましょう。

原材料欄に「くるみ」の表示(文字)がない場合であっても、調味料等の一部や、キャリーオーバーとして使用されている可能性があります。  
使用している原材料等の詳細について、原料メーカーに問い合わせるなどして  
予め確認しておきましょう。

製品に“くるみ”のアレルゲンが含まれていないか、必要に応じて  
検査をして確認しましょう。